

---

手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書  
～約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画等の策定に向けて～  
(2020年度)

---

2021年3月18日

事務局：一般社団法人 全国銀行協会



## < 要旨 >

本調査報告書は、2018年12月に取りまとめられた「手形・小切手機能の電子化に向けた検討会報告書」（以下「検討会報告書」という。）<sup>1</sup>において提言された中間的な目標である「全面的な電子化を視野に入れつつ、5年間で全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の約6割が電子的な方法に移行すること」の進捗状況をモニタリングするとともに、わが国企業を巡るデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた課題や、検討会報告書取りまとめ時には想定していなかった新型コロナウイルス感染症に伴う書面・押印・対面手続の見直しに関する社会的要請を踏まえ、手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けた今後の取り組みについて取りまとめたものである。

具体的には、次のとおり、手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けた目標を設定するものとする。

- ・手形については、2026年度を目標とし、「全面的な電子化」に取り組み、政府が掲げる手形の利用の廃止方針を踏まえ「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」（以下「自主行動計画」という。）を策定する。
- ・小切手についても、産業界・金融機関の取扱負担や環境コストを踏まえつつ、2026年度を目標とし、「全面的な電子化」を目指し、わが国の決済手段のDX化を後押しする。
- ・なお、毎年フォローアップの状況も見ながら2024年度に自主行動計画の評価を行い、必要な見直しを行うものとする。

これら金融業界としての自主行動計画等の策定に向けて、産業界・関係省庁も参加したかたちで手形・小切手機能の「全面的な電子化」を議論する検討会を設置し、産業界・関係省庁との連携を図るほか、次の取り組み強化事項の詳細化等を行う予定である。

### 【自主行動計画等において検討する利用者の対応支援に向けた取り組み強化事項】

- (1) 金融機関の取り組み強化
  - ① 決済関連手数料の見直し
  - ② 電子的決済サービスの普及促進策
  - ③ 手形の利用を廃止する事業者への資金繰り支援
  - ④ 参考事例の紹介など周知強化策

---

<sup>1</sup> 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」 <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2018/n10908/>

## (2) 官民連携の強化

- ① 自主行動計画等の策定に向けた検討体制の整備
- ② IT 導入補助金等の有効活用に向けた検討
- ③ 産業界への働きかけの実施

なお、本調査報告書における手形・小切手機能の「全面的な電子化」とは、検討会報告書の定義に従って「国内の取引に関わる手形・小切手について、全面的に電子的な仕組みに移行した場合」を意味している。

## <目次>

1. 序文 .....	1
2. 2020 年中の全国手形交換枚数等の状況 .....	2
3. 2020 年度の取り組み実績 .....	4
4. 「全面的な電子化」に向けて強まる社会的要請 .....	13
5. 「全面的な電子化」の意義 .....	15
6. 「全面的な電子化」の実現に向けた目標の設定 .....	23
7. 「全面的な電子化」の実現に向けた自主行動計画等の概要 .....	24
8. 自主行動計画等における利用者の対応支援に向けた取り組み強化事項 ...	26
9. 終わりに（自主行動計画等の策定に向けて） .....	33
Appendix .....	34

## 1. 序文

政府の「未来投資戦略 2017」（2017年6月9日閣議決定）において、「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が盛り込まれた。これを受け、2017年12月、手形・小切手機能の電子化を推進するための方策の検討を行うため、「目標時期を設定して手形・小切手制度の見直しやその電子化を実現することを検討する」ことを目的に「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置され、2018年12月、検討会報告書を取りまとめ公表した。

検討会報告書においては、「全面的な電子化を視野に入れつつ、5年間で全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定し、手形・小切手機能の電子化をより一層推進すべきである」ことが提言されている。また、電子化の状況を定期的にモニタリングすることにより、各種対策の効果を検証し、今後の更なる対策の検討材料とすることとされ、具体的には、全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が事務局となり、適宜、検討会メンバーの協力を得たうえで、「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）を年1回作成し、公表することとされた。

こうした経緯のもと、2020年度の調査報告書を取りまとめた。

調査報告書は、中間的な目標に向けた進捗状況をモニタリングするとともに、わが国企業を巡るデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた課題や検討会報告書取りまとめ時には想定していなかった新型コロナウイルス感染症に伴う書面・押印・対面手続の見直しに関する社会的要請等を踏まえたうえで、手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けた今後の取り組みについて取りまとめたものである。

政府においても「約束手形の利用の廃止」を政策課題として位置付けており、引き続き、産業界、金融業界はもとより、関係省庁も含めて、官民が一体となって取り組み、検討会報告書で提言された中間的な目標を達成させるとともに、紙の手形・小切手の「全面的な電子化」の実現に向けて、取り組みを強化する。

## 2. 2020 年中の全国手形交換枚数等の状況

### (1) 定期的なモニタリング

検討会報告書では、電子化の状況を定期的にモニタリングすることにより、各種対策の効果を検証し、今後の更なる対策の検討材料とすることとされた。

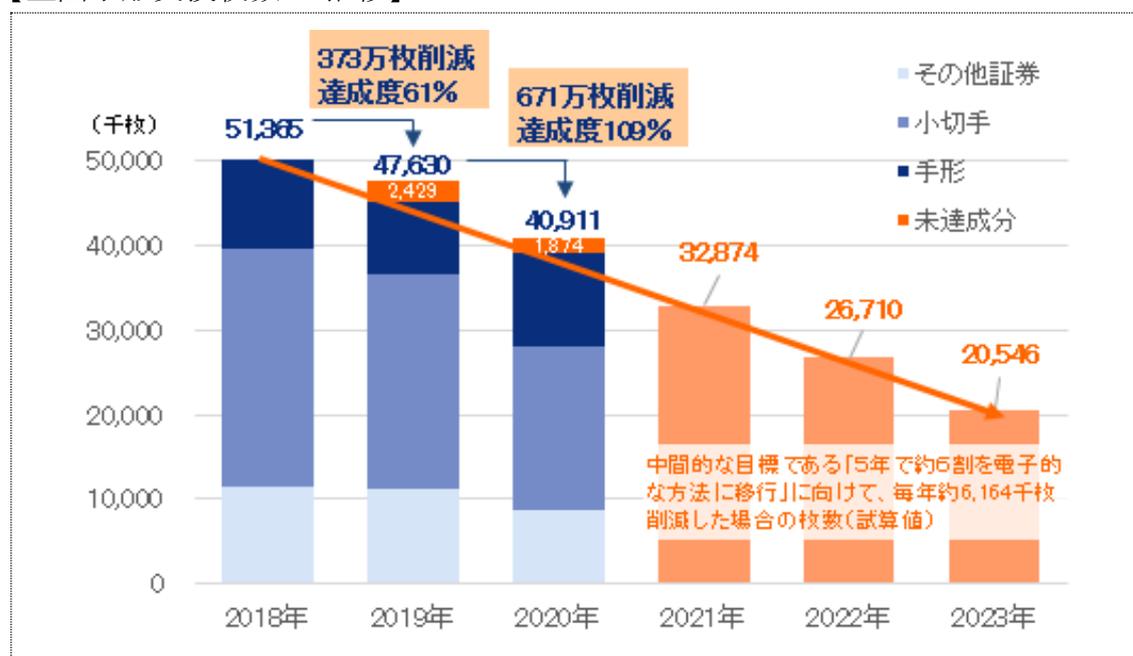
具体的には、全銀協が事務局となり年1回作成・公表する調査報告書において、次の指標をモニタリングするとともに、検討会メンバー等による電子化推進に関する「4つの対策」（周知強化策、利便性向上策、導入支援策、経済効果改善策）の取り組み状況を確認することとされている。

- ・全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の推移（2018年対比）
- ・でんさい発生記録請求件数の推移（2018年対比）

### (2) 全国手形交換枚数の推移等

中間的な目標を達成するために必要となる全国手形交換枚数の年間削減目標は、年間平均で約616万枚である。2020年中の削減枚数は671万枚に達し、単年では、1年当たりの削減目標を達成した（目標達成率109%）。ただし、2019年中の削減枚数は373万枚（目標達成率61%）に止まっていたことから、2019年から2020年の2年累計では、約85%の達成率に止まっている。

#### 【全国手形交換枚数<sup>2</sup>の推移】



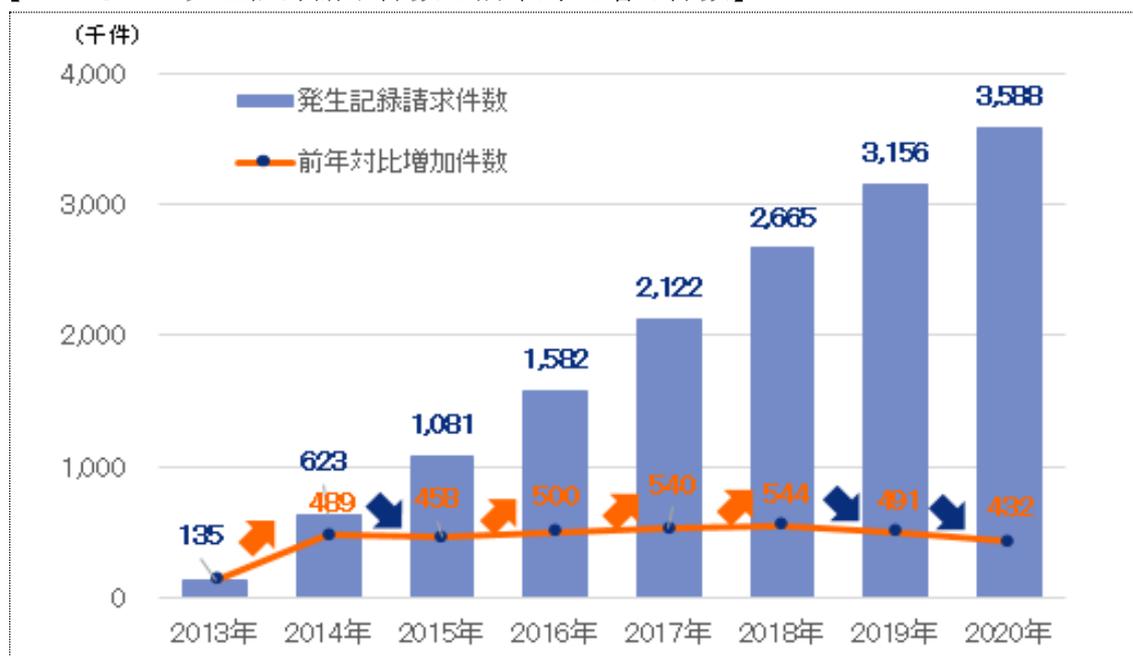
<sup>2</sup> 全国手形交換枚数における手形・小切手・その他証券の構成比率については、各年3月に東京、大阪、名古屋の手形交換所において手形・小切手・その他証券の種類別調査を行っており、これら3交換所での種類別調査の比率が全国手形交換枚数においても同様であるものと推定

### (3) でんさい発生記録請求件数の推移等

検討会報告書では、手形機能の電子化の方法として電子記録債権を位置づけており、「でんさい発生記録請求件数」は、手形機能の電子化状況を測定するうえで、重要である。

「でんさい発生記録請求件数」は、2013年のサービス開始以降、毎年増加しているものの、前年対比増加件数は、2018年をピークに、2年連続で減少している。

【でんさいの発生記録請求件数と前年対比増加件数】



### 3. 2020年度の取り組み実績

#### (1) 全銀協の取り組み

全銀協は、手形・小切手機能の電子化全般に関する事項に関し、次の取り組みを行った。

##### ① 政府における約束手形の利用の廃止等に向けた検討への参画

全銀協は、中小企業庁の「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」（2020年7月～2021年2月）（以下「支払条件検討会」という。）<sup>3</sup>に、オブザーバーとして参加し、第4回（2020年11月16日）および第5回（2020年12月21日）の2回にわたり、全銀協における手形・小切手機能の電子化に向けた取り組み等についてプレゼンテーションを行った。

支払条件検討会は、全6回開催され、2021年3月に報告書（以下「中企庁報告書」という。）を公表している。中企庁報告書では、「約束手形に対する今後の方向性」について、次のとおり整理したうえで、産業界および金融業界それぞれに対して「『約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画』の策定」を要請している。

#### 【中企庁報告書抜粋】

##### 4. 約束手形に対する今後の方向性

（中略）

以上を踏まえると約束手形の利用を廃止していくべきである。支払サイトを短くしていくためには約束手形よりも支払サイトの短い決済手段（現金振込）への切り替えが進められるべきである。発注企業の資金繰り負担などから直ちに切り替えができない場合であっても、少なくとも「紙」による決済をやめる観点から、電子的決済手段（電子記録債権等）への切り替えを進めるべきである。

全銀協においても、政府における「約束手形の利用の廃止」に向けた政策課題の実現に向けて、後述「8. 利用者の対応支援に向けた取り組み強化事項」のとおり、手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けた取り組みを強化する予定である。

---

<sup>3</sup> 関係資料等は、中小企業庁ウェブサイトを参照

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/index.html#shiharaikaizen>

## ② 企業向けオンラインセミナーの開催

全銀協は、全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」という。）と共催で企業向けオンラインセミナー「決済・経理業務の電子化に向けた取り組み～手形レス・印鑑レス・現物レスを目指して～」（後援：金融庁、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所）を、全8回開催した（2020年11月：4回、2021年2月：4回）。

金融庁および中小企業庁の担当者も登壇し、企業の決済・経理業務の電子化に向けた取り組みやでんさいの基本的な仕組み等について説明を行った。オンラインセミナーの特性により、セミナー参加に対する時間的・物理的制約が少なくなったことを踏まえ、全8回合計で6,049名が参加した<sup>4</sup>。

当日の説明内容については、YouTubeの全銀協公式チャンネル<sup>5</sup>で動画を公開している。

### 【オンラインセミナーのプログラム例】

a	金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた取り組みについて※	金融庁
	中小企業のデジタル化に向けて※	中小企業庁
b	決済・経理業務の電子化に向けた取り組み	全銀協
c	でんさいの基本的な仕組み	でんさいネット
d	でんさい利用企業の事例紹介	利用者企業

※開催日程により異なる。

## ③ 「決済・経理業務の電子化推進強化月間」の設定・実施

全銀協は、でんさいネットの「でんさい推進強化月間」と連携して、2021年2月を「決済・経理業務の電子化推進強化月間」として設定し、前項「②企業向けオンラインセミナーの開催」に加えて、次の活動を実施した。

<b>SNSを活用した集中的な周知</b>	・決済高度化ポータルサイト <sup>6</sup> への誘導を目的にWeb広告を集中的に出稿
<b>電子化推進DMの送付</b>	・企業向けオンラインセミナーの周知／集客を含め、でんさいネットの債務不稼働契約者を対象に電子化推進DMを送付 (46,351先に発送)

<sup>4</sup> 2019年度に全国5都市（札幌、東京、広島、高松、福岡）で実開催した「決済高度化セミナー」は全5回合計で288名が参加

<sup>5</sup> 全銀協公式チャンネル URL <https://www.youtube.com/channel/UCa-uSbMZlJ2Brr26emQ4k-A>

<sup>6</sup> 決済高度化ポータルサイト URL <https://www.zenginkyo.or.jp/kessai/?anc>

#### ④ アンケート調査の実施

全銀協は、企業における小切手利用の実態把握および金融機関の取り組み状況のモニタリングのため、次の2つのアンケート調査を実施した。

	小切手利用の実態把握等	金融機関の取り組み状況
調査期間	✓ 2020年2月～3月	✓ 2020年9月～10月
対象	✓ 金融機関	✓ 金融機関
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「小切手帳発行時の案内リーフレット」の活用状況の確認</li> <li>✓ 小切手利用の多い業界およびその用途に関する調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検討会報告書で提言された4つの対策（周知強化策、利便性向上策、導入支援策、経済効果改善策）の取り組み状況のモニタリング</li> </ul>
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 次項「⑤小切手利用の多い業界に対するヒアリング調査の実施」で活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 効果的と思われる取り組みは後述「3.(3)金融機関の取り組み」参照</li> </ul>

「小切手利用の実態把握等」に関するアンケート調査の結果、他の業界に比べて、港湾運送業、製造業、建設業、卸売業、小売業の5業界で小切手の利用が多いと考えられることが明らかになった。

「金融機関の取り組み状況」に関するアンケート調査の結果、金融機関の取り組み施策を確認し、他の金融機関の参考となる事例を整理した。（後述「3.(3)金融機関の取り組み」参照）

#### ⑤ 小切手利用の多い業界に対するヒアリング調査の実施

全銀協は、前項「④アンケート調査の実施」の「小切手利用の実態把握等」に関するアンケート調査で明らかになった5業界の業界団体等に対して、ヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査においては、小切手を利用する理由として、次のようなコメントが寄せられた。

##### 【業界団体等のヒアリングで寄せられた主なコメント】

- ・小切手1枚当たりの小切手帳発行手数料と1件当たりの振込手数料を比較すると、小切手帳発行手数料が安価である。
- ・取引先との関係で、決済手段の変更を依頼しづらい。
- ・小切手についても振出から資金決済までの間にタイムラグがあり、支払いサイト効果を期待している。

## (2) でんさいネットの取り組み

でんさいネットは、手形機能の電子化に関し、オンラインを中心とした非対面アプローチを中心に、次の取り組みを行った。

### ① でんさいセミナー動画の公開・でんさいネットウェブサイトの更改

でんさいネットは、2020年7月、時間的制約等によりセミナーへの参加が難しい方々向けに、いつでも、どこでもセミナー受講を可能とするため、でんさいセミナー動画<sup>7</sup>を公開した。

#### 【でんさいセミナー動画プログラム】

- a でんさいとは
- b メリット
- c 普及状況
- d 利用準備
- e 取引方法、支払不能処分制度
- f 事例紹介
- g 利活用、参考情報

加えて、2020年12月、更なる利用者の裾野拡大を目指し、「誰でもわかる！でんさいのすばらしさ！」をコンセプトに、契約済みであるが未利用の状態にある企業や、でんさいの概要を既に理解している方に対するコンテンツを強化するかたちで、でんさいネットウェブサイト<sup>8</sup>の更改を行った。

### ② 「でんさい推進強化月間」の設定・実施

でんさいネットは、全銀協の「決済・経理業務の電子化推進強化月間」と併せて、2021年2月を「でんさい推進強化月間」と設定し、全銀協と共催で企業向けオンラインセミナーの開催および債務不稼働契約者を対象に電子化推進DMの送付を行った。（前述「3. (1) ②、③」参照）

---

<sup>7</sup> でんさいネットセミナー動画 URL <http://www.densai.net/about/academy/>

<sup>8</sup> でんさいネットウェブサイト URL <http://www.densai.net/>

### (3) 金融機関の取り組み

全銀協が金融機関に行った「金融機関の取り組み状況」に関するアンケート調査によると、積極的な取り組みが実施されており、詳細は次のとおりである。手形・小切手双方に共通する取り組み事例、手形機能の電子化に関する取り組み事例および小切手機能の電子化に関する取り組み事例の3種類であり、これらの取り組み事例を参考に、各金融機関において、創意工夫のうえ取り組みを進めていくことが望ましい。

#### 【手形機能・小切手機能双方に共通する取り組み事例】

検討会報告書で挙げられた対策		各金融機関における取り組み事例
周知強化策	企業向け説明会等の内容拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電子的な方法に切り替えた場合のコスト削減効果を確認できる企業用試算シミュレーションツールを配布</li> <li>✓ ウェブ会議システムを利用した説明会を実施</li> <li>✓ セキュリティセミナーの実施</li> </ul>
	手形帳・小切手帳の発行時を捉えた案内強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 手形帳／小切手帳発行時にチラシ等を活用し、法人インターネットバンキングを利用した振込やでんさいの案内を実施</li> </ul>
利便性向上策	機能・サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ インターネットバンキングからでんさいサービスへの遷移時のログイン手続きを不要化</li> </ul>
導入支援策	導入支援の充実化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 振込やでんさいの初回伝送時に立ち合いを実施</li> <li>✓ 電話によるサポート／セットアップ要員の派遣等を実施</li> </ul>
	電子化に係る広告宣伝の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ グループ企業が発行している法人向け経済情報誌に広告を掲載</li> </ul>
経済効果改善策		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各種銀行手数料等の見直し</li> <li>✓ お客さま間の取引条件に関して、ビジネスマッチング等の仲介の機会を通じて、決済手段の電子化に伴う双方のコスト削減効果についての理解を求めていく取り組みを検討中</li> <li>✓ でんさいやEBの基本手数料等の一定期間無料キャンペーンを実施</li> </ul>

【手形機能の電子化に関する取り組み事例】

検討会報告書で挙げられた対策		各金融機関における取り組み事例
周知強化策	企業向け説明会等の内容拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 単独またはでんさいネットと共催による説明会の開催、周知協力を実施</li> <li>✓ 利用推進マニュアルや手形からでんさいへの切替えに向けた企業用試算シミュレーションツールを配布</li> </ul>
	手形帳への記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 手形帳・小切手帳の表面に、でんさい利用を促す文言のシールを貼付</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ でんさいの利用者増加に向け、営業店の業績評価へ反映</li> <li>✓ でんさい未契約先に DM を発送し、営業店等からフォローアップを実施</li> <li>✓ でんさいの利便性／コスト削減効果、「でんさいセミナー動画」の公開等について職員に周知し、顧客に情報提供</li> </ul>
利便性向上策	機能・サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ でんさいに関する次の機能改善を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電子債権記録機関間の電子記録債権の移動</li> <li>● Web 上からでんさい契約の申込受付</li> <li>● 受取債権を簡易に照会できる専用画面の提供</li> <li>● 顧客企業ユーザーの権限設定フローの簡略化</li> <li>● でんさいファクタリング</li> <li>● でんさいの一括ファクタリングで、でんさいの回し譲渡を可能とする機能</li> </ul> </li> </ul>
導入支援策	導入支援の充実化	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 顧客の導入支援に向けて、次の取り組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別説明の実施、初期設定等の支援、導入後のフォローアップ</li> <li>● でんさい体験デモの提供</li> <li>● でんさい操作ヘルプデスク／照会窓口の設置</li> </ul> </li> </ul>
	取引先への案内説明サポートの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ でんさい導入時の案内状のひな型等の提供</li> </ul>
	電子化に係る広告宣伝の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ EB トップ画面での広告掲載</li> <li>✓ 法人インターネットバンキングのチラシとでんさいの案内チラシを一体化し、記載内容を拡充</li> </ul>

【小切手機能の電子化に関する取り組み事例】

検討会報告書で挙げられた対策		各金融機関における取り組み事例
周知強化策	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 紙・現金による取引の多い利用者向けに EB サービスを提案</li> </ul>
利便性向上策	機能・サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ インターネットバンキングについて、次の機能を追加                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 対応 PC/ブラウザの追加</li> <li>● ユーザーインターフェースの改善</li> <li>● 事前口座確認機能の追加</li> <li>● ZEDI 対応/モアタイムシステムに対応</li> <li>● 登録口座数の増加</li> <li>● データ伝送サービスに予約機能追加</li> </ul> </li> <li>✓ 店頭窓口と比較して、振込手数料を引き下げ</li> </ul>
	安全性・安心感の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ EB について、次のようなセキュリティ対策の充実化                             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 電子証明書</li> <li>② HW トークン</li> <li>③ カメラ付きトークン</li> <li>④ OTP (トランザクション認証)</li> <li>⑤ 無償でセキュリティソフトの提供</li> <li>⑥ スマートフォン認証</li> <li>⑦ リスクベース認証</li> <li>⑧ ログイン緊急停止機能の提供</li> <li>⑨ 不正取引検知・拒否サービスの提供</li> <li>⑩ 128bitSSL (Secure Socket Layer) を採用</li> <li>⑪ IE8 以前のブラウザからのログイン不可対応の実施</li> <li>⑫ パスワード設定時のチェック機能の追加</li> <li>⑬ 不正送金被害発生時の補償制度を構築</li> </ol> </li> </ul>
	スマートデバイスによるサービス拡充、同時履行への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法人 EB のスマートフォン (アプリの作成含む)・タブレットへの対応</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法人インターネットバンキングの問合せ対応に向けて画面共有サービスを導入</li> <li>✓ 取り扱い業務の再検討 (小切手取扱廃止を含む)</li> </ul>
	導入支援策	導入支援の充実化
	取引先への案内説明サポートの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ タブレットを活用した営業店行員とインターネットバンキング専担者によるリモート説明の実施</li> <li>✓ リモート・オペレーター導入による EB 説明サポートを実施</li> </ul>

	<p>会計ソフト等と一体化したサービスの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 販売管理／財務会計／給与計算の統合管理とインターネットバンキングを連携したサービスの提供</li> <li>✓ オープン API 連携による会計システムとの連携</li> </ul>
<p>経済効果改善策</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ EB による振込手数料を店頭窓口での振込に比べ、安価に設定</li> <li>✓ 法人インターネットバンキングの振込手数料に受取人が負担するシステムを導入</li> <li>✓ 固定の利用料（月額利用料）を無料とするサービスの提供</li> </ul>

#### (4) 産業界における取り組み事例

新型コロナウイルス感染症への対応に向けて、産業界においても、書面・押印・対面手続きの見直しが進みつつある。小切手利用の多い業界においても、次のとおり、小切手や現金による支払を振込に移行する取り組みが始まっている。

##### ① 札幌中央卸売市場水産部の精算業務のキャッシュレス化

2021年1月、地方銀行が連携して、札幌中央卸売市場水産部の精算業務のキャッシュレス化を実施した。

豊洲市場決済センターへのヒアリングによると、豊洲市場における水産仲卸業者の決済金額に小切手が占める割合は約8割とのことであり、小切手利用が広く行われている業界の一つである。札幌中央卸売市場水産部の精算業務のキャッシュレス化は、卸売業界における小切手機能の電子化に向けた好事例である。

##### ② コンテナターミナルにおける振込への移行

THC<sup>9</sup>の決済で小切手が多く使用されている中、コンテナターミナルにおけるデマレッジ<sup>10</sup>および検査料等の支払いを小切手／現金から振込に移行する事例が確認されている。

---

<sup>9</sup> Terminal Handling Charge：港に到着したコンテナをコンテナヤードの所定の位置まで運ぶために発生した費用などのコストの一部を船会社が荷主に課金する料金のこと。積港と揚港の両方で発生

<sup>10</sup> デマレッジ：貨物の保管超過料金。船会社がコンテナや貨物の早期引き取りを促すために設定している保管料で、フリータイム（無料保管期間）を経過した場合に発生する手数料

## 4. 「全面的な電子化」に向けて強まる社会的要請

これまで2020年中の手形・小切手機能の電子化に向けた関係者の取り組み実績を概観してきたが、2020年は新型コロナウイルス感染症により、同年4月から5月にかけて全国的に、また2021年1月から2月にかけて11都府県<sup>11</sup>で新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく緊急事態宣言が発令された結果、テレワークの導入等が大きく進展した。

他方で、各種取引に係る契約書への押印や電話やFAXによる受発注への対応など、テレワークで完結しない業務も明らかとなり、ウィズコロナ・ポストコロナの世界に向けた課題として認識されるようになった。

これらテレワークで完結しない業務には、書面・押印・対面手続きという共通性が認められる。手形・小切手も、書面・押印・対面手続きの一つであり、その「全面的な電子化」は、新しい日常（ニューノーマル）の実現に向けて必要不可欠である。

### (1) 政府における検討状況

政府の成長戦略会議は、2020年12月に取りまとめた「実行計画」（2020年12月1日公表）において、次のとおり取りまとめており、「約束手形の利用の廃止に向けた行動計画」の策定を提言した。

＜成長戦略会議「実行計画」抜粋＞

#### 3. 大企業と中小企業との取引の適正化

##### (1) 約束手形の利用の廃止に向けた行動計画の策定等

現金支払いでは平均50日程度であるのに対し、約束手形では100日程度を要しており、受注者側の資金繰りの負担となっている。このため、産業界及び金融界による「約束手形の利用の廃止に向けた行動計画」の策定を検討し、取組を促進する。

(以下略)

加えて、金融庁の「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」が取りまとめた「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」（2020年12月公表）（以下「金融庁論点整理」という。）<sup>12</sup>においても、「引き続き官民が連携し、全面的な電子化を視野に入れつつ、手形・小切手機能の電子化をより一層推進する取り組みを進めていく」とされた。

<sup>11</sup> 東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県（4都県：2021年3月1日時点で発令中）、栃木県（2021年2月8日解除）、愛知県・岐阜県・大阪府・兵庫県・京都府・福岡県（6府県：2021年3月1日解除）

<sup>12</sup> 「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」  
[https://www.fsa.go.jp/singi/shomen\\_oin/shiryuu/20201225.html](https://www.fsa.go.jp/singi/shomen_oin/shiryuu/20201225.html)

また、中企庁報告書においても、前述「3. (1) ①政府における約束手形の利用の廃止等に向けた検討への参画」で記載のとおり、成長戦略会議の「実行計画」を踏まえ、「産業界、金融業界それぞれに対し、『約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画』の策定」を提言しており、具体的な期限を設定し、また進捗を把握、管理しつつ実行する仕組み（PDCA サイクルを回していく場の設定）を併せて講じるとともに、政府においても、産業界・金融業界と連携して約束手形の利用の廃止への取り組みを進めていくべきであると提言されている。

## (2) 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けた検討開始

検討会報告書では、次のとおり、2024 年度以降の対策の必要性について指摘していた。

### <検討会報告書抜粋>

5 年後（平成 35 年度（2023 年度）には、中間的な目標である「5 年間で約 6 割が電子的な方法に移行」との比較を行い、5 年間で実施された対策の状況も踏まえて電子化推進状況の総括を行うとともに、追加的な対応が必要と判断された場合には、その時点での企業の IT 化進行状況や、デジタル技術を活用した金融サービスの発展状況等も勘案のうえで、平成 36 年度（2024 年度）以降に実施すべき対策を改めて検討する。

他方で、検討会報告書取りまとめ時には想定していなかった新型コロナウイルス感染症への対応に向けて、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの見直しは急務となっている。

この認識のもと、中間的な目標の最終年度である 2023 年度を待たず、最終的な目標である、「全面的な電子化」（国内の取引に関わる手形・小切手について、全面的に電子的な仕組みに移行した場合）の実現に向けて、検討に着手した。

## 5. 「全面的な電子化」の意義

### (1) 中企庁報告書が指摘する「約束手形を用いた取引の問題点」

中企庁報告書では、次のとおり、「約束手形を用いた取引の問題点」を指摘している。

- ① 取引先に資金繰りの負担を求める取引慣行（長い支払サイト）
- ② 取引先が利息・割引料を負担する取引慣行
- ③ 「紙」を取り扱う事務負担・リスク負担
- ④ 受取人9割、振出人も7割超が「やめたい」との意向

特に、金融機関に関連する指摘事項は、「②取引先が利息・割引料を負担する取引慣行」と「③『紙』を取り扱う事務負担・リスク負担」である。

まず、「②取引先が利息・割引料を負担する取引慣行」に関して、「約束手形に関わる手数料体系（金融機関における取引慣行の問題）」について、振出人が負担する用紙交付手数料と受取人が負担する取立手数料を比べると、金融機関が設定する料金が振出人に有利な料金体系となっていると指摘している。なお、この指摘に関しては、令和2年度アンケートにおいても、振出人が手形支払いをやめたくない理由として、17.3%が「費用負担が少額である」の回答をしている。

また、「③『紙』を取り扱う事務負担・リスク負担」に関して、振出人が約束手形を選ぶことにより、受取人、金融機関にも事務やリスク負担を生じさせていると指摘したうえで、取引の電子化の観点からも約束手形から電子的手段に移行していくことが必須であると指摘している。

### (2) 利用者におけるメリット<sup>13</sup>

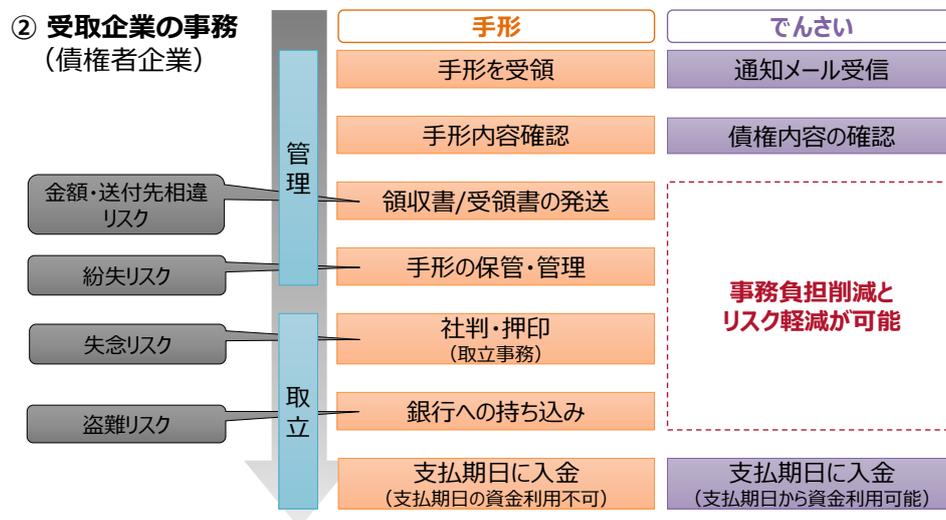
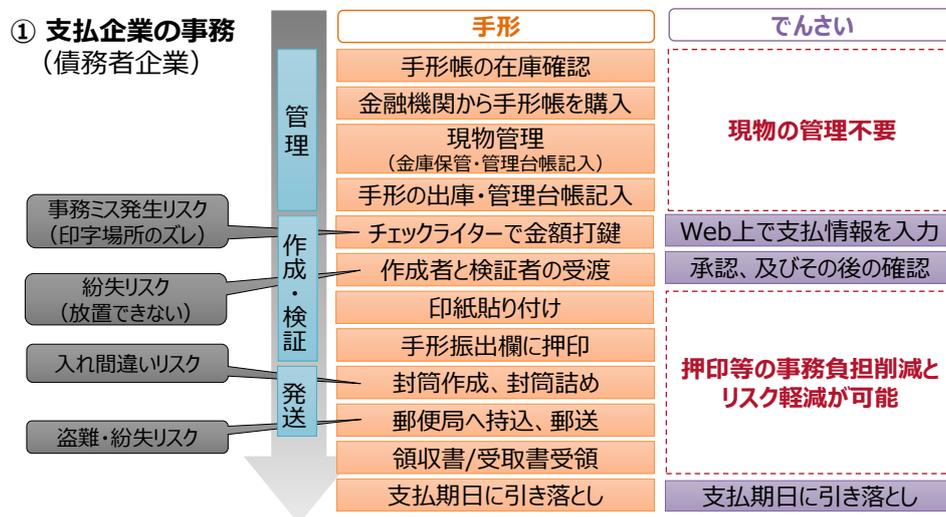
手形・小切手機能を電子的な方法で代替した場合に、利用者にとって、具体的に業務フローがどのように変わり、どのようなメリットがあるのか、手形から電子記録債権に切替えた場合と、小切手からEBによる振込に切替えた場合に分けて、例を示す。なお、手形が持つ支払サイト効果を期待しない場合には、「EBによる振込」も手形機能の電子化方法の選択肢となる。

---

<sup>13</sup> 検討会報告書 20 頁、21 頁「1. 利用者におけるメリット」を一部編集し、再掲したもの

## ① 手形から電子記録債権に切替えた場合

支払企業・受取企業・譲渡企業それぞれにおける、手形とでんさい<sup>14</sup>の業務フローの比較は次のとおり。いずれのケースにおいても、利用者にとっては事務負担の削減やリスクの軽減につながるものと考えられる。

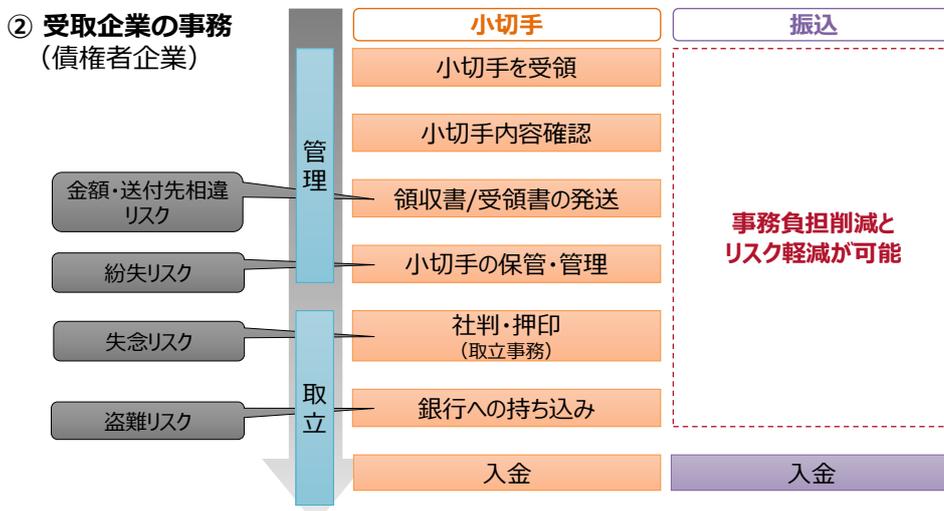
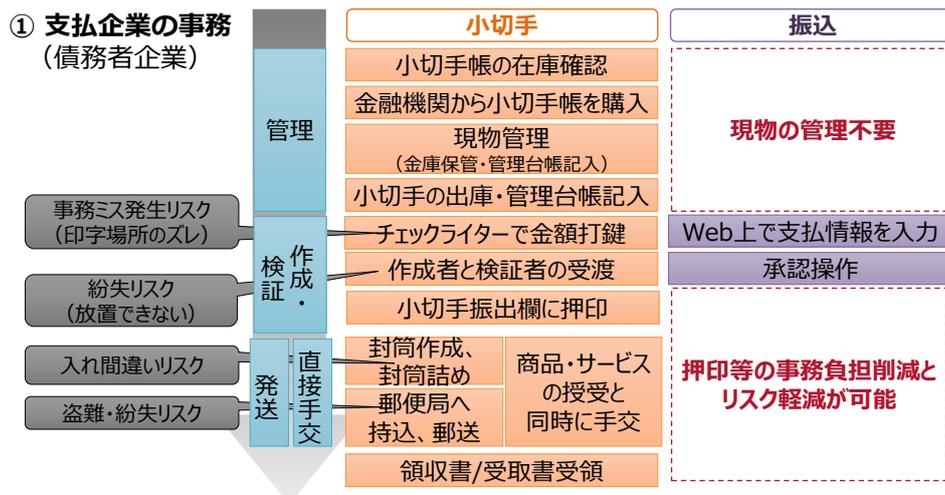


<sup>14</sup> 電子記録債権を取扱う電子債権記録機関は複数存在するが、ここではでんさいネットが提供する電子記録債権「でんさい」をモデルケースとして例示



**② 小切手から EB による振込に切替えた場合**

支払企業・受取企業それぞれにおける、小切手と EB による振込の業務フローの比較は次のとおり。いずれのケースにおいても、利用者にとっては事務負担の削減やリスクの軽減につながるものと考えられる。

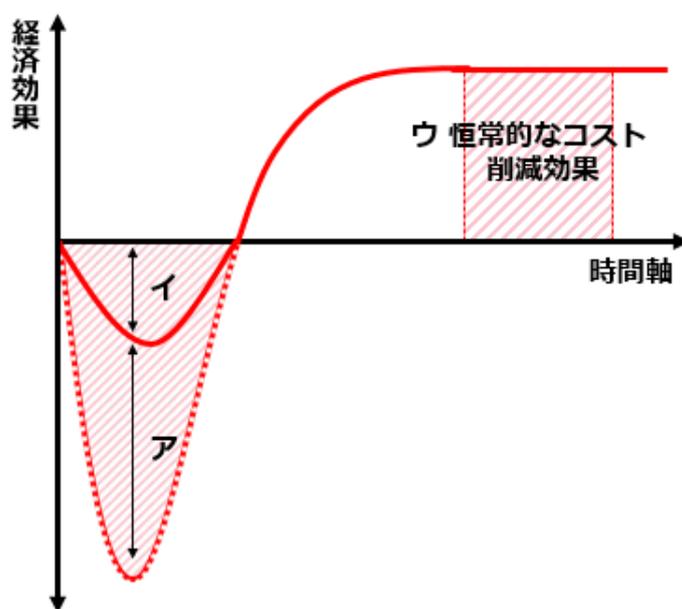


### (3) 全体としてのコスト削減効果<sup>15</sup>

前項のとおり、手形・小切手の取扱いに係る業務フローは電子化により効率化する。本項ではその効果を定量的に確認するため、「全面的に電子化」すると仮定した場合に現状想定し得る主なコスト削減効果の試算を行った。

#### ① 利用者全体の効果

利用者が電子的な方法に切替えるためには、IT化に必要な導入コスト<sup>16</sup>や、電子記録債権・EBへのスイッチングコスト<sup>17</sup>といったイニシャルコストが発生する。これに、電子化することによるランニングコストの削減効果（恒常的なコスト削減効果）を加えると、利用者全体の経済効果は以下のイメージとなる。



IT化に必要な導入コストや、電子記録債権・EBへのスイッチングコストといったイニシャルコストの試算結果（ア・イ）は下表のとおりであり、利用者全体のIT化に係るコストは約791億円、電子記録債権やEBへの切替に係るコストは約404億円、合計で約1,195億円との試算となった。

【利用者全体の電子化に係るイニシャルコスト（概算）】

ア	IT化	791億円 =PC購入費用608億円+IT教育研修費183億円
イ	電子記録債権・EBへの切替	404億円 =電子記録債権・EBの契約、セットアップ等156億円 +取引先との調整・商取引契約更新のコスト248億円
	合計	1,195億円

<sup>15</sup> 検討会報告書23頁～25頁「2. 全体としてのコスト削減効果」を一部編集し、再掲したもの

<sup>16</sup> PC購入費用やIT教育研修費。経理業務のIT化が未済の企業において発生

<sup>17</sup> 電子記録債権・EBの契約、セットアップ等に係る費用や取引先との調整・商取引契約更新のコスト

全面的に電子化すると仮定した場合に現状想定し得る主な利用者全体の年間のランニングコスト削減効果（ウ）の試算結果<sup>18</sup>は下表のとおりであり、コスト削減効果は印紙税や人件費の削減を主因として、年間約 732 億円との試算となった。

【利用者全体のランニングコスト削減効果（年間）】

（億円）

	紙の手形・小切手の場合に係るコスト	電子化した場合に係るコスト	紙から電子へ移行した場合のコスト増減額
人件費	749	351	△399
システム・諸経費	75	261	187
手形・小切手郵送費	62	0	△62
領収書郵送費	13	0	△13
紛失等リスク費用	0.2	0	△0.2
PC利用に係る電気代	0	76	76
PC用セキュリティソフト料金	0	15	15
インターネット等通信料金	0	170	170
銀行手数料	128	577	449
用紙交付手数料	24	0	△24
取立手数料	104	0	△104
でんさい：発生記録手数料	0	128	128
でんさい：譲渡記録手数料	0	23	23
でんさい：入金手数料	0	41	41
EB振込手数料	0	232	232
EB月額利用料	0	153	153
印紙	969	0	△969
手形印紙代	272	0	△272
領収書印紙代	697	0	△697
合計	1,921	1,189	△732

上記を踏まえると、イニシャルコストは合計で約 1,195 億円（ア＋イ）発生するが、恒常的に年間約 732 億円（ウ）のランニングコスト削減効果があることから、時間軸を伸ばして考えると、2年間でランニングコスト削減効果がイニシャルコストを上回る試算となった。

<sup>18</sup> 2018年に全銀協が実施した手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix 1【調査1】）の結果に、全銀協において試算したIT化に係るランニングコスト（PC利用に係る電気代、PC用セキュリティソフト料金、インターネット等通信料金）を加えたもの。本試算は、銀行手数料や支払いサイド・受取サイドの間の取引条件（振込手数料を受取人負担としているか否かなど）の変動は勘案していない。

## ② 金融機関全体の効果

2018年に全銀協が金融機関を対象に実施したアンケート調査によると、金融機関の手形・小切手の取扱コスト（人件費やシステム経費等）は、概算で年間約380億円である。また、2017年に全銀協が試算した結果<sup>19</sup>によると、全国の手形交換所を廃止した場合のコスト削減額の合計は、概算で年間約8億円である。

前述「利用者全体のランニングコスト削減効果（年間）」のとおり、電子化により銀行に支払われる手数料（銀行手数料）の増収額約449億円と合わせると、金融機関にとっては、年間約837億円の収支改善効果（税引前）があると試算される。

### 【金融機関における手形・小切手の取扱いコスト（年間）】

都市銀行	地方銀行	第二 地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機 関等	合計
67億円	121億円	46億円	1億円	120億円	17億円	7億円	380億円

## ③ 小 括

これまでの議論をまとめると、まず、全面的に電子化すると仮定した場合に現状想定し得る主な利用者および金融機関全体のランニングコスト削減額の合計は、年間約1,569億円であり、一時的な導入・スイッチングコスト約1,195億円を上回る。

（単位：億円／年）  
プラスはコスト増加分

	利用者の コスト削減額	金融機関の コスト削減額＋増収額	
人件費	△399	△380	
システム・諸経費	187		
銀行手数料	449	△449	
印紙	△969	0	
手形交換所	0	△8	
合計	△732	△837	△1,569

注）銀行手数料については現行体系のままと仮置き

また、利用者側と金融機関側に分けて考えても、時間軸を伸ばして考えると、電子化を進めることによって、双方にコスト削減効果が見込まれる。

<sup>19</sup> 手形交換所を運営している各地銀行協会に依頼して、その事業のうち手形交換所を廃止した場合のコスト削減額を試算したもの

なお、本試算は、現行の金融機関の手形・小切手の取扱い体制や各種手数料を前提としている。今後の電子化の進行に伴い、金融機関によっては、手形・小切手の取扱い店舗の縮小・廃止や、手数料の見直し等が行われる可能性があるが、その場合はコスト削減効果が変わり得ることに留意が必要である。

#### (4) 利用者単体に係る留意点<sup>20</sup>

前項のとおり全体でみた場合には、コスト削減効果が見込まれる一方で、以下に示すとおり、利用状況によっては、コストの増加につながり得る利用者も存在することに留意が必要である。

手形・小切手機能の「全面的な電子化」を実現するためにも、これらコスト削減効果のメリットが享受しにくい利用者への対応を検討する必要がある。

##### ① 少額の手形の振出が特に多い利用者

手形を電子化することによるコスト削減効果は印紙代の要因が大きく、したがって、取り扱う手形の金額が少額でそもそも印紙代の負担が小さい利用者は、電子化によるコスト削減効果を享受しにくい。

2017年に全銀協が企業を対象に実施したアンケート調査によると、印紙代が200円以下の手形枚数は全体の4割程度にのぼる。もっとも、印紙代が200円の手形を月間1枚ずつ振り出している利用者のコスト増加額が「年間約1千円」であるのに対し、領収書の印紙代が200円の手形を月間1枚ずつ受け取っている利用者のコスト削減額は「年間約13千円」である<sup>21</sup>。したがって、単純に計算すると、少額の手形の振出枚数が受取枚数の14倍以上でない限り、電子化することでコスト増加につながることはないと言える。

##### ② 小切手の振出が特に多い利用者

小切手を電子化することに伴うコストは、振込手数料の要因が大きく、一般的には、EBによる振込手数料の水準は、小切手の用紙発行手数料よりも高額である。したがって、小切手の振出が特に多い利用者は、電子化によるコスト削減効果を享受しにくい。

---

<sup>20</sup> 検討会報告書31頁「3. (1)小括」を一部編集し、再掲したもの

<sup>21</sup> 試算詳細は、Appendix2. 利用者単体のコスト削減効果に関する試算を参照

もともと、小切手を月間1枚ずつ振り出している利用者のコスト増加額が「年間約4千円」であるのに対し、小切手を月間1枚ずつ受け取っている利用者のコスト削減額は「年間約11千円」である<sup>22</sup>。したがって、単純に計算すると、小切手の振出枚数が受取枚数の3倍以上でない限り、電子化することでコスト増加につながることはないと言える。

## (5) 社会全体における意義

2020年中の全国手形交換枚数4,091万枚のうち、3,227万枚が手形・小切手であると推計<sup>23</sup>される。加えて、手形交換所に持ち出されない、自行交換分を含めると、さらに多くの手形・小切手が押印されて流通していると考えられることから、約束手形の利用の廃止を含め手形・小切手機能の「全面的な電子化」が実現することで、2030年の達成を目指す「持続可能な開発目標」（以下「SDGs」という。）の目標「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に寄与することができる。

すなわち、約束手形の利用の廃止を含め手形・小切手機能の「全面的な電子化」が実現することにより、自然災害等による手形や小切手の現物の紛失リスクを回避することができ、「強靱（レジリエント）なインフラ」を提供することが可能となる。

加えて、企業の社会的責任の観点から、個別取引のトレーサビリティが向上し、CSR調達の実効性の確保に資するものと考えられる。

---

<sup>22</sup> 試算詳細は、Appendix2. 利用者単体のコスト削減効果に関する試算を参照

<sup>23</sup> 脚注2（2頁）参照

## 6. 「全面的な電子化」の実現に向けた目標の設定

これまで整理したとおり、約束手形の利用の廃止に向けた政府の政策課題への対応や手形・小切手機能の「全面的な電子化」が実現することにより、利用者において事務負担の軽減およびコスト削減効果等が期待できる。これらを踏まえ、中間的な目標の見直しを予定している 2023 年度を待たずに、手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けた目標を設定する。

具体的には、次のとおりである。

- ・手形については、2026 年度を目標とし、「全面的な電子化」に取り組み、政府が掲げる手形の利用の廃止方針を踏まえ「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」を策定する。
- ・小切手についても、産業界・金融機関の取扱負担や環境コストを踏まえつつ、2026 年度を目標とし、「全面的な電子化」を目指し、わが国の決済手段の DX 化を後押しする。
- ・なお、毎年のフォローアップの状況も見ながら 2024 年度に自主行動計画の評価を行い、必要な見直しを行うものとする。

これら手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けた目標を実現するためには、産業界・関係省庁と官民一体となった取り組みを進める必要があることから、産業界・関係省庁も参加したかたちで手形・小切手機能の「全面的な電子化」を議論する検討会を設置し、自主行動計画等の策定および必要なフォローアップを行うものとする<sup>24</sup>。

また、自主行動計画のフォローアップの一環として、2018 年 12 月の検討会報告書で提言された中間的な目標に関するフォローアップも行うものとする。

---

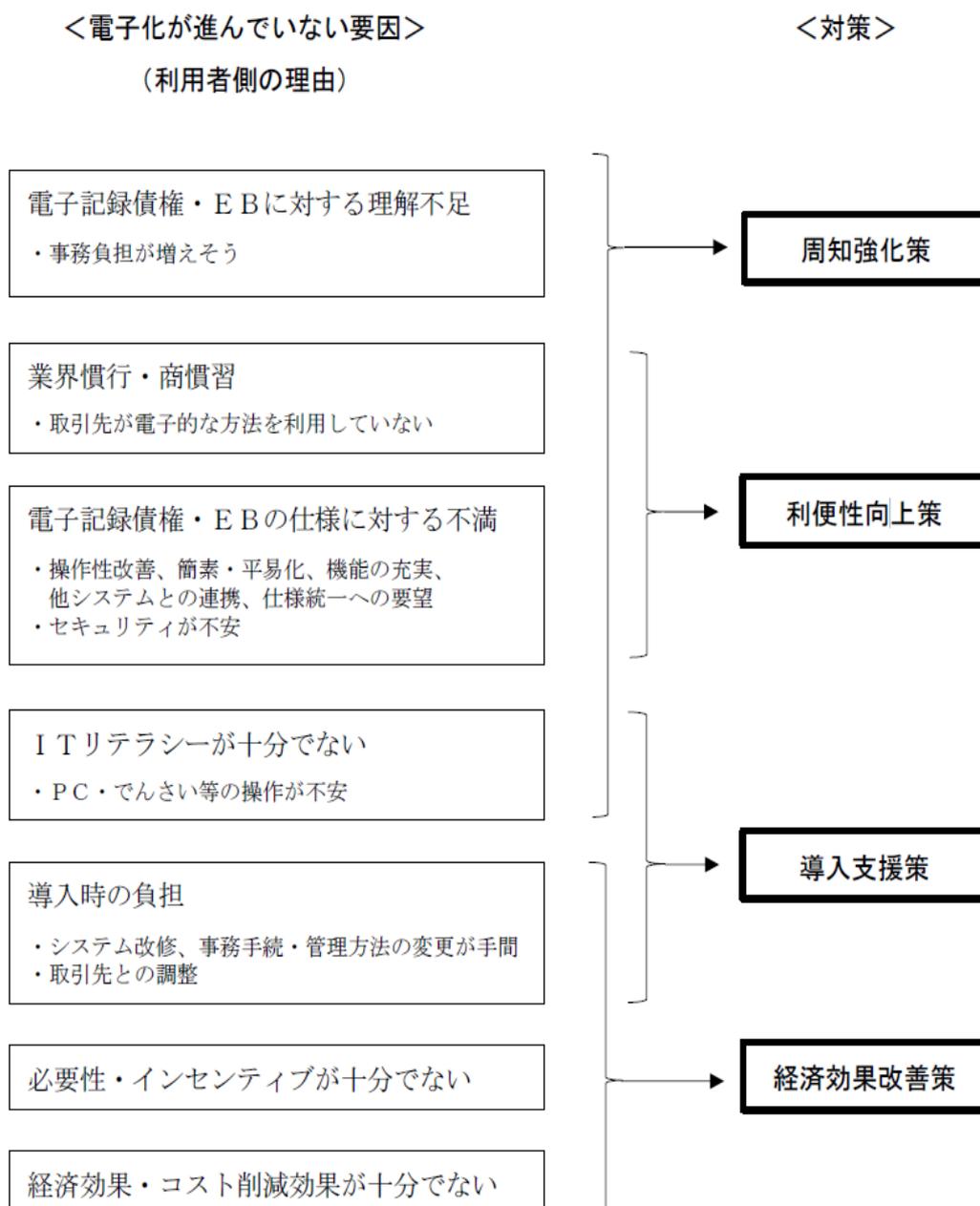
<sup>24</sup> 中企庁報告書等では「“約束手形”の利用の廃止等に向けた自主行動計画」と表記されているが、手形を取り扱う事務負担・リスク負担などの課題は、「小切手など紙を用いた決済手段（小切手など）にも存在する」と指摘しており、支払手段の電子化の観点から課題認識が示されている。新型コロナウイルス感染症のリスクを低減化し、わが国企業の決済手段の電子化を通じた DX を促進するうえでも、小切手機能の電子化およびその他証券類の代替手段の提供は重要であり、手形機能の全面的な電子化と併せて検討することとした。

## 7. 「全面的な電子化」の実現に向けた自主行動計画等の概要

### (1) 検討会報告書の振り返り

検討会報告書では、約束手形については「電子記録債権」を、小切手や国内の為替手形については「EBによる振込」を、電子化の方法として位置付けている。そのうえで、電子化が進んでいない要因およびそれらに対する4つの対策を次のとおり整理し、関係する各当事者（金融業界、産業界、関係省庁等）が、これら対策を実施することが肝要とされた。

#### 【電子化が進んでいない要因と対策】



(検討会報告書 35 頁から引用)

## (2) 「全面的な電子化」の実現に向けた自主行動計画等の概要

前項の検討会報告書における4つの対策を踏まえ、自主行動計画等においては、利用者の対応支援に向けて、次の取り組み強化事項を実行することが重要である。

- ① 金融機関の取り組み強化
  - a 決済関連手数料の見直し
  - b 電子的決済サービスの普及促進策
  - c 手形の利用を廃止する事業者への資金繰り支援
  - d 参考事例の紹介など周知強化策
  
- ② 官民連携の強化
  - a 自主行動計画等の策定に向けた検討体制の整備
  - b IT導入補助金等の有効活用に向けた検討
  - c 産業界へ働きかけの実施

## 8. 自主行動計画等における利用者の対応支援に向けた取り組み強化事項

### (1) 金融機関の取り組み強化

#### ① 決済関連手数料の見直し

前述「5. (4) 利用者単体に係る留意点」のとおり、利用状況によっては手形・小切手機能の「全面的な電子化」によりコストの増加につながり得る利用者も存在する。4つの対策の経済効果改善策に関し、これらコスト削減効果のメリットが享受しにくい利用者への対応支援に向けて、次の事項について取り組みを強化する。

##### a 約束手形に関連する手数料体系の見直し

中企庁報告書によると、「金融機関が設定する料金が振出人に有利に設定されている。令和2年度アンケートでも、手形支払をやめたくない理由として17.3%が『費用負担が少額である』と回答しており、金融機関が設定する料金が、振出人によって約束手形が選択されつづける一因となっている。」と指摘されている。

振出人が負担する手形帳・小切手帳の発行手数料と受取人が負担する取立手数料、割引料などについて、金融機関も含めた取引当事者間における適切なコスト負担の観点から、各金融機関で検討することが考えられる。

##### b 電子的決済サービスの手数料の見直し

中企庁報告書によると、「電子的手段の利用料金をみると約束手形と比べて振出人の支払う料金は高額であること、電子記録債権の利用にはインターネットバンキングの契約が必須でありコストを高めていることなどが、約束手形が選択され続けるインセンティブとなっている可能性がある。」としたうえで、「約束手形の利用料金体系の見直しと併せて、電子的手段の利用料金の低減を図り、利便性を高めていく必要がある」と指摘されている。

## i. インターネットバンキングについて

金融庁論点整理において、インターネットバンキングの利用促進における課題として、「費用対効果に関する顧客の懸念（特に、取引件数が少ない場合にコスト（基本利用料等）に見合わないとの懸念等）」を指摘のうえ、参考となる事例として「インターネットバンキングへの誘導を進める際のプランとして、固定の利用料（月額利用料）を無料とするサービスを提供する事例<sup>25</sup>」が紹介されている。

また、日本銀行の「銀行の決済サービスの課金体系に関する考察」（2020年2月公表）<sup>26</sup>において、金融機関の決済サービスの課金体系について、一般的な個別課金制<sup>27</sup>と定額課金制（決済サービスのサブスクリプション化）<sup>28</sup>および二部料金制<sup>29</sup>を比較検討されており、参考となる。

## ii. 電子記録債権（でんさいネット）について

各金融機関のでんさいの利用料金は、でんさいネットに支払う記録手数料等を踏まえて決定されているものと考えられるが、現在、独占禁止法に配慮しつつ、でんさいネットで検討中の「料金体系のあり方の検討」（でんさいの新規利用者が金融機関に支払う発生記録手数料の一部を、でんさいネットから当該利用者に還元するキャンペーンの実施等）も踏まえ、利用者が電子的な方法に移行した場合のコストメリットをより享受できる環境整備に向けて検討することが考えられる。

---

<sup>25</sup> 脚注12（13頁）の金融庁論点整理13頁参照。なお、「ただし、利用できるサービス内容は、入出金明細照会や、少額の個別振込までに限定する」と注記あり。

<sup>26</sup> 「銀行の決済サービスの課金体系に関する考察」  
<https://www.boj.or.jp/research/brp/psr/psrb200210.htm/>

<sup>27</sup> 月々の口座維持手数料なしで決済サービスの利用の都度手数料を支払うモデル

<sup>28</sup> 月々の口座維持手数料を支払うことで、決済サービスを何度でも利用できるモデル

<sup>29</sup> 月々の口座維持手数料を支払ったうえで、決済サービスの利用の都度手数料を支払うモデル

## ② 電子的決済サービスの普及促進策

4つの対策の利便性向上策および導入支援策に関し、次の事項について取り組みを強化する。

### a 約束手形と同等以上の商品性の確保

中企庁報告書によると、「代替手段である電子的手段（インターネットバンキング・電子記録債権）の利便性に課題がある。約束手形の利用を廃止していくためには、代替手段である電子的手段について、少なくとも約束手形以上の商品性を確保していくことが必要」と指摘されている。

この点、でんさいネットにおいて、でんさいの利便性向上に向けて、次のとおり取り組みの強化に向けた検討を開始している。

- ・機能／サービスの改善

約束手形と同等の商品性を確保するため、取引先のでんさい利用状況を確認可能とするサービスの提供および支払期日／債権金額の制限緩和に向けてシステム開発に着手

- ・新しい利用チャネルの検討

電子化が困難な利用者に対するエントリーサービスとして、IB を利用していなくてもでんさいの利用を可能とする新しいチャネルの構築を検討中

### b 電子債権記録機関間の互換性等に関する課題への対応

2019年7月以降、でんさいネットの提携記録機関<sup>30</sup>の電子記録債権をでんさいに変更することができる「特定記録機関変更記録」サービスを開始しているが、中企庁報告書によると、当該サービスの利用に係る手数料の見直しを望む利用者の声もある。

また、各金融機関が提供するでんさいのサービスに関して、UI／UXなどの操作性・画面レイアウトの改善、セットアップ（初期設定）の簡素化、対応OS・ブラウザの拡大、取扱い時間の拡大などの利便性向上策は、有効性が高いと考えられる。

---

<sup>30</sup> みずほ電子債権記録株式会社、日本電子債権機構株式会社、SMBC 電子債権記録株式会社

### c インターネットバンキングの利便性に関する課題への対応

中企庁報告書によると、「紙の約束手形がなくなることによる具体的な課題として『PC・でんさい等の操作が不安』であるという声がある。銀行各行のサイトも専門用語が用いられるなど、わかりやすい画面づくりが求められる」と指摘されている。

この点、インターネットバンキングについても、UI/UXなどの操作性・画面レイアウトの改善、セットアップ（初期設定）の簡素化、対応OS・ブラウザの拡大、取扱い時間の拡大、導入後のサポート体制の充実化などの利便性向上策は有効性が高いと考えられる。

### d 中小・小規模事業者向けの新規導入 IT サポート

中企庁報告書によると、「インターネットバンキング・電子記録債権は金融機関によって提供される決済サービスである。『導入の際には苦勞したが、金融機関のフォローがあり助かった』との声もあり、金融機関における普及・促進の取り組みが必要。」と指摘されている。

この点、ITリテラシーが十分でない利用者、電子的な方法の操作に不安を感じている利用者、導入に負担感を感じている利用者に対しては、次のような金融機関による導入支援策も効果が高いものと想定される。

- ・金融機関による導入支援の充実化
- ・金融機関等による取引先への案内・説明サポートの拡充
- ・電子化に係る広告・宣伝の実施
- ・会計ソフト等と一体化したサービスの提供
- ・中小企業デジタル化応援隊事業の活用

## ③ 手形の利用を廃止する事業者の資金繰り支援

中企庁報告書によると、「振出し側が約束手形をやめられない理由に『資金繰り』が挙げられる。個々の企業にとっては『受取』と『支払』のサイトをバランスさせる必要があり、約束手形の利用をやめサイトを短くしていくためには、大企業間取引も含めてサプライチェーン全体での取り組みが必要」と指摘されている。

加えて、同報告書によると、「支払サイトを維持したまま銀行振込とすると約束手形よりも換金しにくくなる分、支払条件が悪くなる。そのため『約束手形の利用の廃止』は支払サイトの短縮化と併せて行う必要がある」と指摘されており、「公的支援の活用」として、「取引先の支払条件の改善に取り組む企業に対しては、日本政策金融公庫による低利融資制度がある」、「下請振興法に基づく支援措置として、下請事業者への支払条件の改善に取り組むための公

的支援措置がある。支援措置を受けるための要件を緩和する法案を今国会に提出中である」とされている。

このように支払サイト効果を期待して手形や小切手を利用されている利用者が電子的な方法に移行するためには、独占禁止法に配慮しつつ、移行ギャップで生じ得る資金繰り支援の枠組みを整理することが必要である。

この資金繰り支援に当たり、中企庁報告書に記載の日本政策金融公庫や信用保証協会などの制度融資と連携することが考えられる。金融機関が中小事業者に円滑な資金繰り支援を迅速に実行できるようにするためには、信用保証協会等による信用補完が不可欠であり、金利負担が新たに発生する抵抗感を払拭する観点から、中小企業に対する利子補給もセットで、信用保証制度が拡充されることが望ましい。

このような枠組みも活用し、金融機関は企業の資金繰り支援に真摯に対応することが望ましい。

#### ④ 参考事例の紹介など周知強化策

4つの対策の周知強化策に関し、例えば、次のものが有効と考えられる。

- ・ 企業向け説明会等の内容拡充
- ・ 手形帳・小切手帳の発行時を捉えた案内強化
- ・ 手形帳・小切手帳への記載

加えて、前述「3. (4) 産業界における取り組み事例」のように、利用者・金融機関において電子的手段への移行を検討するきっかけとなり得る参考事例について、適宜、情報提供を行う。

## (2) 官民連携の強化

### ① 自主行動計画等の策定に向けた検討体制の整備

前述「6. 『全面的な電子化』の実現に向けた目標の設定」で整理したとおり、手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けた目標を実現するためには、産業界・関係省庁と官民一体となった取り組みを進める必要があることから、産業界・関係省庁も参加したかたちで手形・小切手機能の「全面的な電子化」を議論する検討会を設置し、自主行動計画等の策定および必要なフォローアップを行うものとする。

### ② IT 導入補助金等の有効活用に向けた検討

手形や小切手の利用者が電子的な方法に移行するためには、イニシャルコストとランニングコストの両面から検討することになる（前述「5. (3) ①利用者全体の効果」を参照）。イニシャルコストの負担にとどまらず、例えば3年間などの一定期間のランニングコストの負担に関する補助金の支給なども検討することが考えられる。

例えば、手数料体系をサブスクリプション型にシフトした場合にその手数料を数年間補助するというケースや、一括前払い式（ランニングコスト不要）に対して前払いを全額補填といった、金融機関としての新たな手数料体系の検討と呼応する形式での補助金の支給なども検討することが考えられる。

### ③ 産業界への働きかけの実施

前述「8. (2) ①自主行動計画等の策定に向けた検討体制の整備」で整理したとおり、金融業界としても手形・小切手機能の全面的な電子化を議論する検討会を設置し、産業界・関係省庁を含む官民連携の場を設定するものの、産業界すべての意見を集約することは難しいと考えられる。

手形・小切手機能の「全面的な電子化」を達成するためには、金融業界のみならず、利用者である産業界の理解および協力が不可欠であり、中小企業庁をはじめとする関係省庁においても、「約束手形の利用の廃止等」に向けて、所管業界への働きかけを要望する。

### (3) 自主行動計画を策定するうえで留意すべき事項等

#### ① 電子交換所との関係性

全銀協は2022年の稼働を目指して電子交換所を設立する予定である。この電子交換所は、「全面的な電子化」が達成されるまでの過渡期の対応として、流通する紙の手形・小切手について、銀行間の手形交換の仕組みを電子化することにより、金融業界としてのコスト削減や自然災害等への耐久性向上等の効果を目的として設立するものである。したがって、「全面的な電子化」に取り組む中においても、引き続き、2022年の稼働を目指すことに変わりはない。

今後、自主行動計画等の進捗による手形・小切手の流通状況や次項に掲げるその他証券類（株式配当金領収証、定額小為替等）の取扱い状況も踏まえ、金融業界において稼働後の「電子交換所」のあり方について検討していく必要がある。

#### ② その他証券類の取扱いに関する検討

その他証券類についても、一定のニーズがあり、抜本的な削減は難しい状況であるが、他方で、手形・小切手機能の「全面的な電子化」を実現するうえで、関係者と削減に向けた協議を継続することが重要である。

その他証券類のうち、多くを占める株式配当金領収証の抜本的な削減に向けて、昨年度に引き続き、関係者（ゆうちょ銀行、信託協会等）と協議を実施している。

株式配当金領収証による配当金の支払いは、手形・小切手機能の「全面的な電子化」と連携して、利用者の振込への移行に資する効果的な取り組みについて検討する必要がある。

## 9. 終わりに(自主行動計画等の策定に向けて)

手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の見直しは、新型コロナウイルス感染症への対応に向けて必要不可欠であり、政府における約束手形の利用の廃止に向けた政策課題への対応を含め、手形・小切手機能の「全面的な電子化」が重要である。

今後、手形機能の「全面的な電子化」に向けて自主行動計画を策定するとともに、小切手機能の「全面的な電子化」に向けた取り組みを併せて強化していく必要がある。

金融業界としての自主行動計画の策定等に向けて、産業界・関係省庁と官民一体となったオールジャパンでの取り組み強化を実現することが望まれる。

以 上

## Appendix

### 1. 【調査】手形・小切手の社会的コストの実態調査<sup>31</sup>

- 手形・小切手がすべて電子記録債権や振込といった電子的な手段に移行した場合の社会的コスト削減額を算出すること、およびアンケートやヒアリング等を通じ、企業や事業者の手形や小切手の利用意向について総括することを目的として、2018年に全銀協において三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託し、調査を実施。

	Webアンケート調査	ヒアリング調査
調査目的	①手形・小切手機能の電子化による社会全体のコスト削減額を算出するための、試算条件データの獲得 ②手形・小切手の利用実態の把握 - 取引先との決済方法と、その中で手形・小切手の利用数量(件数、金額) - 手形・小切手に関する業務量(人数換算) - 手形・小切手の今後の利用継続意向割合(やめたい、やめたくない)と理由 ／等	①手形・小切手機能の電子化による社会全体のコスト削減額を算出するための、試算条件データの獲得 ②手形・小切手の利用実態の把握 - 手形・小切手に関する利用シーンと業務実態 - 現在の利用状況と、今後の電子化への意向 - 電子化へ移行する場合の影響(利点や弊害) - 電子化に移行するとした場合に、求められる支援施策への示唆 ／等
調査対象	Web調査会社が保有するアンケートモニターを利用企業の経理・財務部門の責任者、或いはそれに準ずる方	企業の経理・財務部門の責任者、或いはそれに準ずる方
調査件数	回収サンプル数: 1,542件	ヒアリング件数: 23件
調査方法	Web調査会社に外部委託	訪問、電話 ※短期間で上記件数の実施を行うため、電話ヒアリング等の方法で効率的に実施
調査期間	2018年2月9日～13日	2018年2月7日～3月14日

- 上記調査に加え、IT化に必要なコスト、電子記録債権・EBへのスイッチングコストを事務局で調査した。調査結果は次のとおり。

IT化	i .PC購入費用
-----	-----------

計算式	根拠
中小企業・小規模事業者 4,116.2千社	・経済産業省「経済センサス(平成24年)」の企業等数4,128,215社に、中小企業庁の定めにもとづく規模分類(大企業、中小企業、小規模事業者)の構成比をあてはめて、規模別の企業数を算出(MURC調査においても本数字を採用)。 ・大企業12千社はPC導入済と見なし除外。
×手形・小切手利用67.6%	・平成29年に全銀協が実施した、手形・小切手の利用実態調査に関する企業向けアンケート調査結果
×財務・会計業務のIT化未済割合18.2%	・中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、(株)帝国データバンク)
×PC価格120千円	・政府統計「小売物価統計調査」より
<b>= 608億円</b>	<b>イニシャルコスト</b>

新規購入PC台数

手形・小切手利用社数

<sup>31</sup> 検討会報告書 54 頁「Appendix13. 【調査4】手形・小切手の社会的コストの実態調査」を再掲したもの

<b>IT化</b>	<b>ii.PC利用に係る電気代</b>
------------	----------------------

計算式	根拠
新規購入PC台数506,424台	
×年間電気代15千円	・日経トレンディネット（ウェブサイト）より
<b>=76億円/年</b>	<b>ランニングコスト</b>

<b>IT化</b>	<b>iii.PC用セキュリティソフト料金</b>
------------	---------------------------

計算式	根拠
新規購入PC台数506,424台	
×セキュリティソフト料金 年間2,990円	・ノートンセキュリティスタンダード料金
<b>=15億円/年</b>	<b>ランニングコスト</b>

<b>IT化</b>	<b>iv.インターネット等通信料金</b>
------------	------------------------

計算式	根拠
新規購入PC台数506,424台	
×通信料金年間33,600円	・フレッツ光ライトファミリータイプ（2,800円/月）を参考
<b>=170億円/年</b>	<b>ランニングコスト</b>

<b>IT化</b>	<b>v.IT教育研修費</b>
------------	------------------

計算式	根拠
新規購入PC台数506,424台	
×IT教育研修費36,113円	・産労総合研究所「教育研修費用の実態調査」に、製造業の場合30千円前後、非製造業の場合37.5千円前後との記載 ・全業種における製造業の占める比率18.5%（経産省ウェブサイト）を用いて算出
<b>=183億円</b>	<b>イニシャルコスト</b>

<b>電子記録債権 ・EBへの切替</b>	<b>vi.電子記録債権・EBの契約、セットアップ等</b>
---------------------------	--------------------------------

計算式	根拠
手形・小切手利用社数 2,326.6千社	・手形・小切手利用社数2,782.6千社から、でんさい利用社数456千社を控除
×人件費2,229円	・財務省「法人企業統計年報平成28年度」より算出
×3時間	・電子記録債権・EBの契約、セットアップ等に係る時間 （基本操作習得に係る時間も含む。）
<b>=156億円</b>	<b>イニシャルコスト</b>

注）大企業など会計システムを自社で構築している一部の企業等においては、電子記録債権の発生記録・受取と会計システムを連動させるといったシステム改修が考えられるが、その費用は一概でなく、個別性が強いことから算入せず。

## 2. 利用者単体のコスト削減効果に関する試算<sup>32</sup>

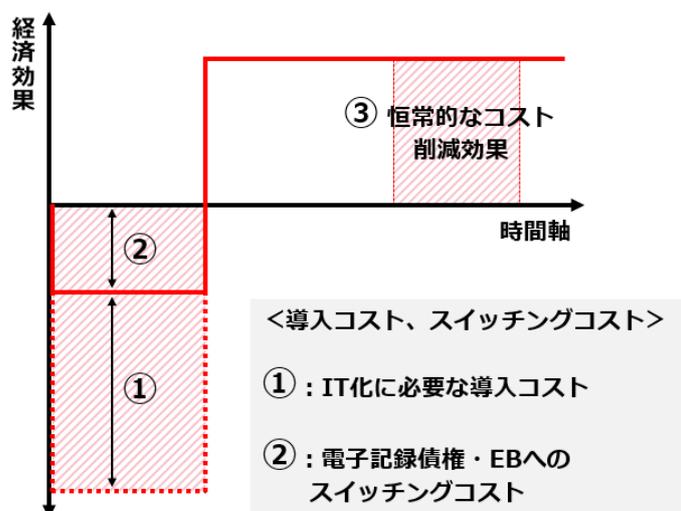
- 本文「5. (3) 全体としてのコスト削減効果」で記載のとおり、利用者全体ではコスト削減効果が見込まれるものの、個々の利用者ごとには効果・影響が異なると考えられることから、利用者単体のコスト削減効果の試算結果は次のとおり。
- なお、試算にあたっては、前項と同様に以下のコストに分類

<イニシャルコスト>

- ① IT化に必要な導入コスト（経理業務のIT化が未済の場合）
- ② 電子記録債権・EBへのスイッチングコスト

<ランニングコスト>

- ③ 恒常的なコスト削減効果



(1) イニシャルコスト（一般的な例）

- 電子記録債権・EBへのスイッチングコストは次のとおり必要となる。<sup>33</sup>
  - ✓ 電子記録債権・EBの契約・セットアップ等：約7千円
  - ✓ 取引先との調整・商取引契約更新等：約18千円
- なお、IT化が未済の利用者においては導入コストについても、次のとおり必要となる。
  - ✓ PC購入費用：約120千円
  - ✓ IT教育研修費：約36千円
- 上記①・②はあくまで一例である。上記と同程度のイニシャルコストであれば、恒常的なコスト削減効果(③)が見込まれる限りにおいては、比較的短期間のうちに、ランニングコストの削減額がこれらの一時的なイニシャルコストを上回る場合もあり得る。

<sup>32</sup> 検討会報告書 26 頁～30 頁「3. 利用者単体のコスト削減効果」を一部編集し、再掲したもの

<sup>33</sup> 手形・小切手の社会的コストの実態調査 (Appendix1. 【調査】参照)

- もっとも、どの程度の期間でランニングコストの削減額がイニシャルコストを上回るかは、利用者の置かれた状況により様々であり、また、イニシャルコストは、紙の手形・小切手の利用者に、一時的に相応の負担を強いるものである。
- 電子化推進のための対策については、以上の点も踏まえて検討する必要がある。

## (2) ランニングコスト ③

- 手形・小切手の利用状況によっては、構造上、電子化することでそもそもランニングコストが（削減されずに、むしろ）増加し、時間軸を伸ばすとコストが増加し続ける個別の利用者がいる可能性もある。
- それを検証するため、手形・小切手のそれぞれについて、振出のみの場合・受取のみの場合の計4パターンに区分し、それぞれのケースに応じた利用者単体としてのランニングコスト削減／増加額の試算を行った結果は、次のとおり。

### 《試算の前提》

- ✓ 手形・小切手それぞれについて、振出のみの場合・受取のみの場合に区分し、取扱量が月間1枚（年間12枚）の場合のコスト削減／増加額を試算
- ✓ 銀行手数料は現行体系のままと仮定
- ✓ コスト削減効果を保守的に見積もる観点から、手形・小切手や領収書の郵送費、紛失等のリスク費用は0円と仮定
- ✓ 試算にあたっては、2018年に全銀協が実施した調査<sup>34</sup>の数字を使用

### 《パターン1》手形の振出のみの場合

（単位：円／年）

	手形→でんさい (振出)		
	手形	でんさい	手形→でんさい
人件費	9,148	5,703	△3,445
諸経費	0	0	0
手形・小切手郵送費	0	0	0
紛失等リスク費用	0	0	0
銀行手数料	384	7,228	6,844
用紙交付手数料	384	0	△384
でんさい・発生記録手数料	0	7,228	7,228
印紙	2,400	0	△2,400
手形印紙代	2,400	0	△2,400
合計	11,932	12,931	999

<sup>34</sup> 手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix1. 【調査】参照）

- ランニングコストの内訳は、人件費、用紙交付手数料、手形印紙代、でんさいの発生記録手数料であり、コストは手形の振出枚数に比例する。このうち印紙代は、枚数のほかに額面金額によっても変動し、既存の紙の手形の印紙代がいくらだったかによって、電子化後のコスト削減額がプラスにもマイナスにもなり得る。
- 例えば、既存の手形 1 枚あたりの印紙代が 200 円<sup>35</sup>に留まっていたと仮定して算出すると、上表のとおり電子化することで年間約 1 千円のコスト増加につながる。
- もっとも、手形 1 枚あたりの印紙代が 400 円より高額であった場合は、下表のとおり、コスト削減効果が得られる試算となる。

	手形→でんさい（振出）
手形 1 枚あたりの印紙代が 200 円の場合	999 円／年
（参考）同 400 円の場合	△1,401 円／年
（参考）同 600 円の場合	△3,801 円／年

#### 《パターン 2》手形の受取のみの場合

（単位：円／年）

	手形→でんさい （受取）		
	手形	でんさい	手形→でんさい
人件費	11,181	4,461	△6,720
諸経費	0	0	0
領収書郵送費	0	0	0
紛失等リスク費用	0	0	0
銀行手数料	5,833	2,256	△3,577
取立手数料	5,833	0	△5,833
でんさい・入金手数料	0	2,256	2,256
印紙	2,400	0	△2,400
領収書印紙代	2,400	0	△2,400
合計	19,414	6,717	△12,697

- 上表は、手形による受取の際の領収書 1 枚あたりの印紙代が 200 円に留まっていたと仮定し算出<sup>36</sup>したものであるが、その場合でも年間約 13 千円のコスト削減効果が得られる試算となる。

#### 《パターン 1 + パターン 2》

- なお、手形 1 枚に必ず振出側と受取側が存在するため、その手形 1 枚が電子化された際、両者の合算（パターン 1 + パターン 2）ではコスト削減効果が見込まれる。

<sup>35</sup> 額面 10 万円以上 100 万円以下の場合

<sup>36</sup> でんさいによる受取の場合、でんさいで受取った旨を領収書に記載すれば、印紙の貼付を要しない。

《パターン3》小切手の振出のみの場合

(単位：円/年)

	小切手→E B振込 (振出)		
	小切手	E B振込	小切手→E B振込
人件費	5,900	3,548	△2,352
諸経費	0	0	0
手形・小切手郵送費	0	0	0
紛失等リスク費用	0	0	0
銀行手数料	336	6,331	5,995
用紙交付手数料	336	0	△336
E B振込手数料	0	6,331	6,331
合計	6,236	9,879	3,643

- EBによる振込手数料の規定額<sup>37</sup>は小切手の用紙発行手数料<sup>38</sup>を上回ることから、電子化により年間で約4千円のコスト増加につながる。
- なお、電子化を機にEBを新規契約する利用者の場合は、EBの利用料（年間約26千円）<sup>39</sup>もコスト増加要因として加味する必要がある。

《パターン4》小切手の受取のみの場合

(単位：円/年)

	小切手→E B振込 (受取)		
	小切手	E B振込	小切手→E B振込
人件費	6,404	1,267	△5,137
諸経費	0	0	0
領収書郵送費	0	0	0
紛失等リスク費用	0	0	0
銀行手数料	3,787	0	△3,787
取立手数料	3,787	0	△3,787
印紙	2,400	0	△2,400
領収書印紙代	2,400	0	△2,400
合計	12,592	1,267	△11,325

- 振込での受取の際には手数料は発生せず、加えて、小切手の資金化に係る取立手数料や領収書に貼付する印紙代が不要となることから、年間約11千円のコスト削減効果が得られる試算となる。

<sup>37</sup> 同一行内本支店あては平均293円、他行あては平均610円（手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix1.【調査】））

<sup>38</sup> 平均28円（手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix1.【調査】））

<sup>39</sup> 月間約2,139円（手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix1.【調査】））

《パターン3 + パターン4》

- 小切手1枚にも必ず振出側と受取側が存在するので、その小切手1枚が電子化された際、両者の合算（パターン3 + パターン4）ではコスト削減効果が見込まれる。
- なお、IT化が未済の利用者においては、新たに発生するランニングコストとして次のとおり必要となる。<sup>40</sup>
  - ✓ PC利用に係る電気代 : 約15千円/年
  - ✓ PC用セキュリティソフト料金 : 約3千円/年
  - ✓ インターネット等通信料金 : 約34千円/年

### 3. 手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関するロードマップ（イメージ）

	2010～（インフラ構築・導入期）	2021～（成長・裾野拡大期）	2026～（成熟期）
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●代替サービスの提供・充実</li> <li>●2018年12月 中間的な目標設定「全国手形交換枚数の6割削減」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2023年末 中間的な目標期限「全国手形交換枚数の6割削減」</li> <li>●産業界、関係当局等を含め、官民が一体となったオールジャパンの取組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●約束手形の利用の廃止を含む全面的な電子化</li> </ul>
利用者の対応支援に向けた金融機関の取組強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電子債権記録機関が、順次サービス等開始</li> <li>2009年6月 JEMCO 開業</li> <li>2010年6月 SMBC 電子債権記録開業</li> <li>2010年9月 みずほ電子債権記録開業</li> <li>2013年2月 でんさいネット開業</li> <li>2020年2月 電子債権記録機関間の電子記録債権の移動実現</li> <li>●「でんさい推進強化月間」、「決済・経理業務の電子化推進強化月間」の設定、実施</li> <li>●でんさいセミナー等、利用企業向けセミナーの開催</li> <li>●各種リーフレットの作成、配布</li> <li>●決済高度化ポータルサイトの開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●約束手形の利用の廃止を含む全面的な電子化に向け、各当事者が創意工夫のうえ、次の取組を推進</li> <li>①決済関連手数料の見直し</li> <li>②電子的決済サービスの普及促進策</li> <li>③手形の利用を廃止する事業者への資金繰り支援</li> <li>④参考事例の紹介など周知強化策</li> <li>●2022年電子交換所設立（予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電子記録債権、IBの完全普及</li> <li>●電子化が困難な利用者への対応</li> </ul>
官民連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年6月 決済高度化官民推進会議設置（金融庁）</li> <li>2017年12月 手形・小切手機能の電子化に関する検討会設置（～2018年12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係省庁等と連携し、次の取組を検討</li> <li>①自主行動計画の策定に向けた検討体制の整備（検討会の設置）</li> <li>②IT導入補助金等の有効活用等</li> <li>③産業界への働きかけ</li> </ul> <p>（参考：関連法令） 手形法、小切手法、電子記録債権法、下請法、独占禁止法等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●同上</li> </ul>

<sup>40</sup> 手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix1. 【調査】参照）。